

委員会議事録

1 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第48号 平成30年災 東荷川災害復旧工事請負契約の締結について

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ただいまの説明の中で、2社が応募という話をしましたが、応募するというのは何か特段の意思表示の他に、こう文章でとか、あるいは金額であるとか、応募の方法はあるんですか。

○中尾入札管理課長

応募の方法といいますと、条件付き一般競争入札の公告を31年2月25日に行い、この公告内容により、業者の方が応募されたということでございます。

○河村委員

応募というのは、例えば電話で、私、それ入札参加しますと、そういう意思表示なわけ。

○中尾入札管理課長

これは書類によりまして、入札参加申請書を提出していただくことになっております。

○河村委員

入札参加申請書には、どんなことが書かれてるんです。

○中尾入札監理課長

この入札について、入札に参加したいということで申請をしていただいております。

○河村委員

要は、入札参加をするという意思表示をもう少し何か方法を変えんにゃいけんとかね。というのが、今の入札の応募状況といいますかね、入札状況の下にありますよね。窓口はその結果が出てますから。それによると、今回の災害について、ものすごい数の辞退が出ている。原因は何かというのは、何かつかんでおられます。

○中尾入札監理課長

私どもの方では、原因についてつかんでいるものはございません。

○河村委員

とするとね、あそこの工事やったら、うちの近いから、ほなうちがやるんだというよ
うな、思い込みとか含めて、もう自由だと。要するに、例えば、入札参加の書類を出し
て、2回あるいは3回辞退が続いたというようなケースは、何か罰則でもあるわけ。

○中尾入札監理課長

罰則についてはございません。

○河村委員

そういうところも、一つの改善じゃないかと思うんですよ。

参加をするという意思表示をしたんなら、きちっと応札をするというのは責任じゃか
ら、例えば、今回2社から応募があって、1社が辞退ということは、はなから1社で入
札したということ、入札会場には1社しかきちよらんわけじゃから、そういう入札が適
切なんかどうかという、そのあたりを含めて何かないの。

これが1社でないよ、これは、たまたまその議会にかかるその金額じゃから、今回は
こういうことで上がってきたわけですが、他にそういうケースが結構何件かあったよ。

○中尾入札監理課長

1社での入札ということでございますが、この入札につきましては、条件付き一般競
争入札ということで実施をさせておりますので、入札会場に来られるまではその業者
さんはどこの業者が来るとかということは分かっておりませんので、入札に参加されて
おられます方の競争性というものは確保されていると考えております。

○河村委員

別に法的にそれがどうのこうのと言うことを聞いているわけじゃないんですよ。

結果として、この落札率は99.96%なのいね、要するに、例えば、他に5社おったに
しても、みんな辞退して1社しか来なかったと、例えば、それが最初から、はなから1
社でも入札はするの。

○中尾入札監理課長

一般競争入札でございますので、1社であっても入札は執行いたします。

○河村委員

99.96%で落札をしたということから考えても、適切な入札であったと言えるのかど
うか、ちょっとその疑問が残るような気がするんで、このことについては分析をぜひや
ってほしい。こういう状況というのは余り正常じゃないような気がします。

それから、設計で、要は、今回は結構、延長距離が長いんで、54ヶ所ぐらいあるとい
う話ですかいね。そうすると、なんでそれを一本でやらんにゃいけんかったということ

がその気になるんですが、そのあたりはどのように説明をされてます。

○酒向道路河川課長。

工区についてのご質問をいただきました。

1つの工事に対しまして、1人の技術者の専任配置が必要になってまいります。工区を1つにまとめたことによりまして、業者が入札に参加しやすくなるということを考えまして、1工区として発注してまいりました。

○河村委員

技術者の専任配置というのは、金額がいくらか以上とかっていうんじゃないかね。

○酒向道路河川課長

監理技術者としての専任が、下請金額4千万円以上ということになっております。

○河村委員

いや、だから4千万円以下なら専任技術者はいらんの。

○酒向道路河川課長

監理技術者が必要なくなります。

○河村委員

とすると、4千万円未満を6カ所か7カ所かやれば、専任技術者は要らんちゅうことになるんじゃないかね、分割したら。そういうことは考えなかったわけ。

○酒向道路河川課長

いろんなケースを考えて、今回、1工区にまとめて発注いたしました。数が多くなればなるほど、多くの業者数が必要になってまいりますことから、今回につきましては、1工区として発注させていただきました。

○河村委員

でね、数が多くなったら、技術者がようけいると言うことじゃなくて、本来なら、災害のときにも積極的にその業者の皆さんが参加をして整理をしていただくことが一番ええわけじゃないですか、それもなんか少し二の足を踏んだ状況の中で、今回1本でやることで、その技術者がという話があったんですがね。要は、技術者がおらんというのは、どういう状況が招いた結果なんじゃろうかと、見方を変えたらそういう見方もできるわけいね。4千万円未満で区切ったら、技術者の選任配置もいらんかったんじゃないけども、1本にする。じゃあ、技術責任者を置かんにゃいけんと、それぞれの業者に、今以上にもっと技術者を育成することが、要請することができたら、もっとスムーズに、今の受注をして仕事をするということができるといふふうに思えるわけですが、どうもね、そのあたり

の要するに業者の育成という言い方はちょっとおかしいんですがね、そういうことを含めて、どうもね、うまくいってないような気がせんでもないんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

様々な原因があるからこそ、こういう形での入札ということになったわけでございます。

昨年の7月に大きな災害が発生し、災害復旧を急いでやらなければならないということから、多くの工事をただ今発注をしておる最中でありまして。そうした中で一時的に工事の量が増えてまいりましたことから、先ほど来、説明を申し上げておりますように、市内事業所においては、技術者の不足が生じてきたところでございます。そうしたことと、もう一つはやはり1日も早い災害復旧を我々とすれば行いたいという思いと両方を兼ね備えて、このように一つにした形での工事の発注方式をとってまいりました。

議員お尋ねの、工事の技術者の育成についてはどのように考えているのかということでございますが、やはり、地方公共団体として、地域の事業者の育成は、我々の責務の一つであります。ただ、一方では、やはり事業所としての経営の考え方もありますことから、こうした事態が発生をして、お困りになるのは被災をされた方でありましてことから、我々としては、この多くの災害復旧工事に少しでも発注者を決めて頂いて、早期の復旧工事をとり行ってまいりたいという思いでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○河村委員

おっしゃるとおりだと思います。

平素からの、要は行いと申しますか、活動そのものがこういうときにも反映されるというふうに理解をしておりますのでね、それなりの対応していただけたらと思います。

工事をやる際に、残土が出てくるんだと思うんですね。

昨年の豪雨の際に、それまで東荷の残土処理場に搬入させていただいたんですが、もういっぱいになったというふうに途中で聞いたわけですよ。で、どの程度の、今回の東荷川でですね、残土処理という言い方おかしい、そらく堆積した土砂を含めてですね、整理をしていかなきゃいけないわけですが、どのぐらいの量で金額的には同程度を想定をされておるのかお話しできますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向道路河川課長

残土処理でございますけれども、2千2百立米でございます。

金額につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、今の時点では分かりません。

○河村委員

手元に持ちちょらんちゅうのは、意味がようわからんのやけど、これ、2億4千50万円というその設計の、要は、予算積み上げた根拠じゃろう。そこがわからんはずがなかろう。

残土の処分費はほいじゃあいくらなん。

○酒向道路河川課長

設計内容の金額についての質問ということになりますことで、契約が終わってからの公表とさせていただきたいと思います。

○河村委員

入札が済んだんで、要は、実際には2億4千60何万円じゃったかな、設計の根拠じゃから、それは、契約を終わらんにゃあ出せんちゅうことはないじゃろう。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村建設部長

設計金額につきましては、契約締結後に入札管理課で公表しておりますことから、今回はご提示することはできません。

以上でございます。

○河村委員

はい。

聞くとところによると、うちの場合は業者が、どっか処理場を探して処分するという、こういうことだったと思うんですが、県の場合は、ちゃんと処分場まで指定して、その中に単価が入ってるというふうに聞くんですが、そのようにはならんわけですか、ダンプ等で運搬すれば、当然運搬費がかかりますから、極力その、まあ近くにと、こういうふうになるわけですけれども、例えば今、県じゃったら下松とか、その処理場を決めてそこへということになると、搬出、それから土砂を取ったりする金額についても全部そん中に入ってるわけですが、その辺はどんなですか。

○酒向道路河川課長

設計時における残土処理についてでございますが、県で定められた基準に基づいて設計を行っております。

処分場につきましては、市の方でも探してみましたが、なかなか現時点で調整ができてないというところが、今時点でお話できるところでございます。

○河村委員

余分なことを言うと、また文句が出るかも知れませんが、要は、こういう工事をしっかりやる場合には、そういうところもひっくるめて確保してこないと、工事そのものが進捗が難しくなってくる。前提条件として、業者がそういう処分場を持っているということはないと思いますけどね、そのこと自体が入札へ参加することへの影響が出てくるので、その辺りについてはどんなんですかね、今回 2 社で、しかも、その 1 社しか入札に参加しなかったというところに、原因があるんじゃないんですか。

○酒向道路河川課長

業者が参加できないという内容につきましては、道路河川課では把握しておりませんが、一つの要因とは推測できるところでございます。

○河村委員

そうだね。当たり前前の工事単価があっても残土処理に余分にお金がかかったら、当然その部分は業者のマイナスということになりますから、工事費そのものの減額に繋がるんですね、そういうふうにはならないような配慮というのも、おそらくいるんだと思うんですけどね。今回の入札についていろいろ考えさせられるところが多々あったと私には思えてなりませんのでね。そのあたりの分析をですね、しっかりしていただいて、今後、こういう災害が起きたときにも、迅速に対応できるような形をとることが望ましいんだと思いますし、それから、さっきもありました技術管理者等についても、要は、入札参加業者そのもの実態についてどこまで掘り下げるかという問題にも関係してくる。安けりゃええという、その発想をどっかで転換をしていかなきゃいけないんだと、いうふうに思えるところがありますのでね、これ以上なごうする気はありませんけれども、ぜひ、今後の検討材料にさせていただいたらと思います。

○森戸委員

工期は 32 年の 3 月 27 日までということなんですが、地域の方はいつまでにできるのか、二次災害にならないようにと、そういうふうなのを持ってらっしゃると思うんですが、目安といいますか、工期の完了の目安と言いますか、そんなものがありますかね。

できるだけ早くということをお願いをいたしたいと思いますけど。

○酒向道路河川課長

工期についてのご質問ですが、32 年の 3 月 27 日までということで計画しております。この日程を目指して、工事が終わるように努力して参りたいと思っております。

○森戸委員

それはそうなんですが、二次災害にならないようにというのが一番のことだろうと思うんですが、そういう回答しかございませんよね。

できるだけ早く、工区を分けてやるやり方より、これでやるという方が早くできるというふうなお考えのもとだろうと思いますので、それのどこよろしくお願ひいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」